

【西尾市内居宅介護支援事業所一覧】

まずは、一覧から選んだ居宅介護支援事業所に連絡をしましょう

※は、【小規模多機能型居宅介護事業者】または【看護小規模多機能型居宅介護事業所】です

(裏面参照)

包括	校区	事業所名	郵便番号	住 所	電 話
東部・ハツ面	ハツ面	東海エイドけあぷらん西尾	445-0081	志籠谷町山畔56	53-2906
	三和	小規模多機能ホームえわらの里※	445-0026	江原町屋敷38	79-5117
		小規模多機能ホーム松華亭※	445-0004	西浅井町道坂1-10	65-2733
		小規模多機能ホーム矢作の風※	445-0004	西浅井町道坂1-10	52-0526
		小規模多機能ホーム 三和の里※	445-0004	西浅井町山之腰90	55-5382
		三河すみれ看護小規模多機能※	445-0023	高河原町中川原1-1	52-9116
		新三河すみれ看護小規模多機能※	445-0024	大和田町下新田28-5	65-0051
	室場	小規模多機能型居宅介護 ふれあいの家※	445-0021	駒場町東山39-1	75-0891
西尾	西小南	ケアプランセンター すまいる	445-0870	永吉三丁目110	65-6665
		ケアプランセンターなでしこ	445-0877	山下町西八幡山34-5	53-6856
	西小北	西尾病院居宅介護支援事業所	445-0824	和泉町22	57-8000
		ケアプランセンター おいでん中町	445-0836	中町75-1	65-0270
	花ノ木	あいさんケアマネセンター	445-0073	寄住町洲田21-2	54-8413
		ケアマネセンターいこいの里	445-0062	丁田町奎左51-1	57-1242
		せんねん村ケアプランセンター矢曾根	445-0872	矢曾根町蓮雲寺29-1	65-5557
		やまお居宅介護支援事業所	445-0072	徳次町明大寺144-5	53-6227
		社会福祉法人西尾市社会福祉協議会 指定居宅介護支援事業所	445-0852	花ノ木町2丁目1	56-5003
		西尾ケアマネジメントセンター	445-0065	城崎町4丁目26	79-5452
		ケアプラン 和だち	445-0063	今川町西新田70-6	65-6528
		小規模多機能ホーム松ちゃん家※	445-0072	徳次町小藪36	65-8208
平坂	矢田	ケアプランライフ	444-0316	羽塚町宮前11番地14	33-4470
	中畑	ケアプランセンターシルヴィー西尾	444-0301	田貫町市川原73	64-1114
	平坂	すみれケアプランセンター西尾	444-0325	楠村町明神左右20-11 クレールナガタ205号	65-0009
鶴城	鶴城	米津ケアサポートセンター	445-0803	桜町4丁目31	54-1200
	米津	ケアプランおとぎ	445-0802	米津町宮前32	090-2440-5767
福寺 地津	福地南	居宅介護支援事業所 いちご	445-0055	市子町稻荷122	54-1858
	福地北	幸の森 小規模多機能ホーム※	445-0047	細池町南側93	65-2250
一色	一色中	西尾市社協ケアプランセンター一色	444-0407	一色町前野新田48-3	72-9654
		ケアプランオフィス Ann	444-0406	一色町対米蒲池21	65-0422
	一色西	はずケアサービスステーション	444-0427	一色町赤羽上郷中113-1	72-0528
	一色東	一色ケアステーション	444-0403	一色町松木島中切223-5	72-0856
		ケアプランひとみ	444-0403	一色町松木島丸山30-6	72-1812
吉良 幡豆	吉田	西尾市社協ケアプランセンターきら	444-0516	吉良町吉田大切間17-3	32-3322
	白浜	居宅介護支援事業所レジデンス宮崎	444-0513	吉良町宮崎丸山14-1	34-9018
	横須賀	ケアマネジメント奏	444-0524	吉良町荻原大道通44-10	75-5668
		ケアプランおはな	444-0536	吉良町中野瀬田4	34-4187
		ケアプランセンター まごの手	444-0536	吉良町中野郷中74-2	65-0345
		小規模多機能型居宅介護事業所レジデンス寺嶋※	444-0533	吉良町寺嶋川原15	35-3955
	幡豆	居宅介護支援事業所しはとの郷	444-0704	鳥羽町迎49-2	62-6677
		ケアプランすこやか	444-0703	西幡豆町中村郷1-2	080-3650-2897

○ご自身の校区以外の事業所を選ぶことも可能です。

【裏面もご一読ください】

※ 小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護とは

同一の事業者から、ホームヘルプ・デイサービス・ショートステイの各サービスを組み合わせ、あなたが必要とする支援を受けることができます。随時のホームヘルプや短時間のデイサービス、急なショートステイなど、柔軟な対応が可能であり、24時間365日、あなたが自宅で生活するために必要なサービスを提供します。（看護小規模多機能型居宅介護については訪問看護サービスもあります。）

料金は1か月定額制となります。

ただし、訪問看護、訪問リハビリ、福祉用具貸与等を除いて他のサービス事業所を利用することができないなどの制約がありますので、利用にあたっては、事業者と十分に相談してください。

<お願い>

●居宅サービス（例：ホームヘルプサービス・デイサービス・ショートステイなど）を利用する方は、まず一覧から選んだ居宅介護支援事業所等へ連絡をしてください。その後、同封した「居宅サービス計画依頼届出書」と介護保険被保険者証を併せて長寿課に提出し、居宅介護支援事業者と相談の上、サービス計画を作成してください。

●（看護）小規模多機能型居宅介護事業者を利用する方は、同封した「居宅サービス計画依頼届出書」による届出はできません。選んだ（看護）小規模多機能型居宅介護事業者と相談の上、長寿課に備え付けの所定の様式により届け出てください。

●サービス計画はご自分で作成することもできますが、サービス事業者との契約や調整はすべてご自身で行うことになります。その際は、自己作成のサービス計画を必ず長寿課に届け出てください。

●介護保険施設入所（ショートステイを除く）の方・当面介護保険サービスを利用しない方は、同封した「居宅サービス計画依頼届出書」の提出は必要ありません。

●市外の居宅介護支援事業所を選定することも可能ですので、その場合は直接事業者とご相談ください。（（看護）小規模多機能型居宅介護は市外不可。）

（連絡先 西尾市役所 健康福祉部 長寿課 給付担当 直通 0563-65-2119）